

姫島村介護サービス事業経営戦略

令和 3 年 3 月

姫島村生活支援ハウス

目次

第1章	姫島村介護サービス事業の現状と課題	
(1)	姫島村の人口推計	1
(2)	要介護認定者数の推計	2
(3)	高齢者福祉と介護における課題	4
第2章	経営の基本方針	4
第3章	計画期間	5
第4章	投資・財政計画	5
(1)	投資・財政計画	別紙
(2)	投資についての説明	5
(3)	財源についての説明	5
第5章	効率化・経営健全化の取組	
(1)	組織、人材、定員、給与に関する事項	5
(2)	民間の資金・ノウハウの活用に関する事項	5
(3)	その他の経営基盤の強化に関する事項	5
(4)	その他の重点事項	5

姫島村介護サービス事業経営戦略

大分県 姫島村

姫島村生活支援ハウス特別会計

第1章 姫島村介護サービス事業の現状と課題

(1) 姫島村の人口推計

姫島村の人口は減少を続け、計画期間である令和3年度には1,732人、10年後の令和12年度には1,333人と見込んでいます。

一方、65歳以上の高齢者人口は、令和2年度から令和7年度までは横這い状態が続くが、令和12年度には851人と令和3年度に比べ81人減少する見込みです。

また、高齢者に占める75歳以上の後期高齢者の割合は、令和3年度には52.9%、令和12年度には67.2%と見込んでいます。

【人口と将来推計】

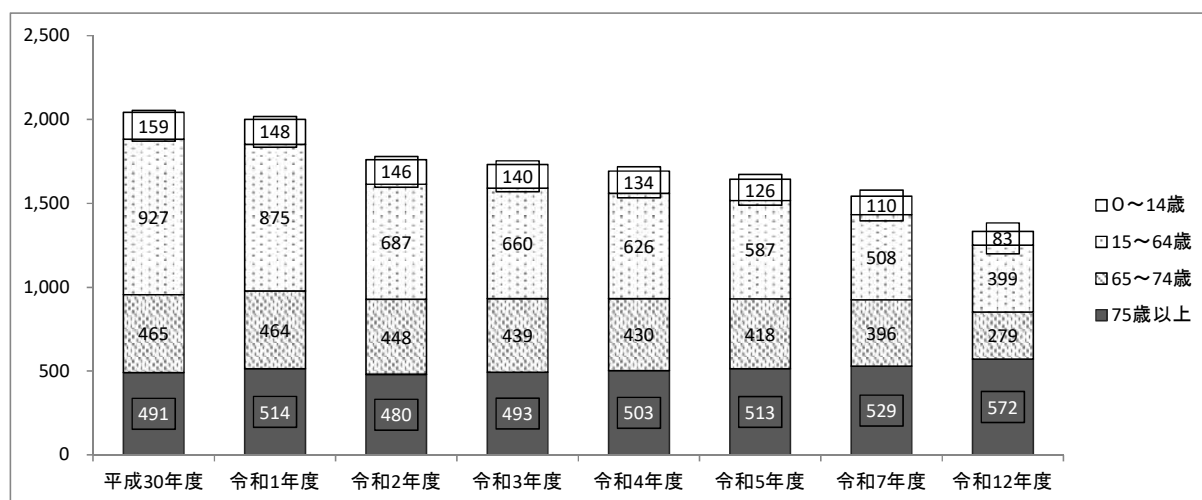
(単位:人)

区分	実際人口			将来推計				
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度
0～14歳	159	148	146	140	134	126	110	83
15～64歳	927	875	687	660	626	587	508	399
65～74歳	465	464	448	439	430	418	396	279
75歳以上	491	514	480	493	503	513	529	572
総人口	2,042	2,001	1,761	1,732	1,693	1,644	1,543	1,333
高齢化率	46.8	48.9	52.7	53.8	55.1	56.6	59.9	63.8

(出典) 平成30年度から令和2年度は姫島村住民基本台帳 各年9月30日現在

令和3年度から令和12年度は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成29年3月推計)」において用いられた生存率、純移動率、女性子ども比、0歳～4歳性比を用いて、独自に推計したもの(姫島村役場 住民福祉課)

【年齢4区分別割合】



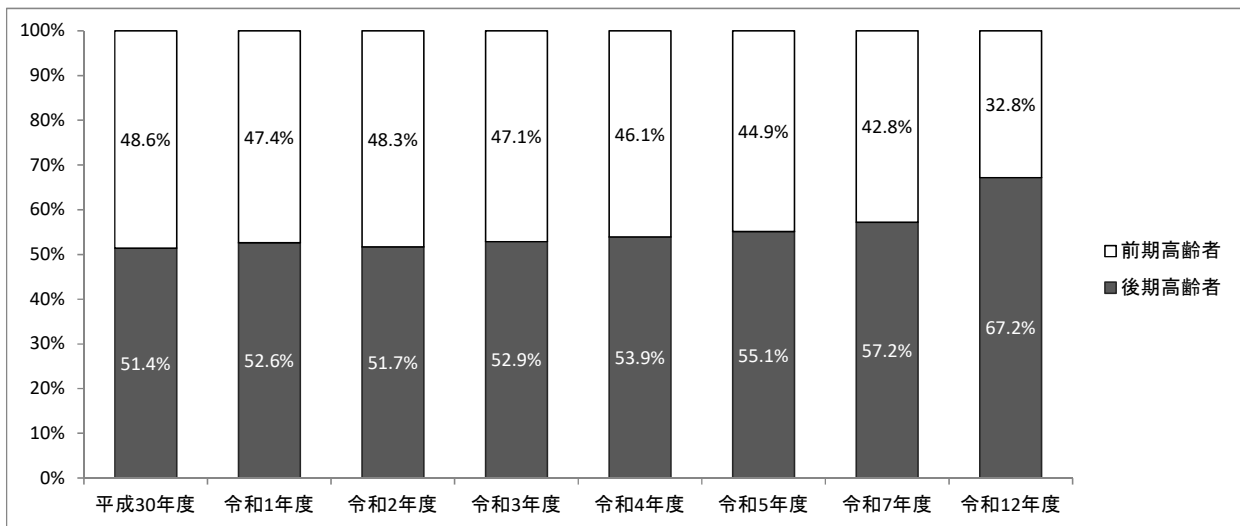
【高齢者の人口と将来推計】

(単位:人)

区 分	実際人口			将来推計				
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度
40～64歳	628	603	521	497	469	440	380	303
高齢者人口	956	978	928	932	933	931	925	851
前期高齢者	465	464	448	439	430	418	396	279
65～69歳	263	253	229	220	211	200	180	109
70～74歳	202	211	219	219	219	218	216	170
後期高齢者	491	514	480	493	503	513	529	572
75～79歳	148	162	169	176	182	189	201	200
80～84歳	135	137	115	121	127	132	142	171
85～89歳	115	109	102	100	97	94	87	108
90歳以上	93	106	94	96	97	98	99	93

【前期・後期高齢者の割合】

	実際人口			将来推計				
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度
前期高齢者	48.6%	47.4%	48.3%	47.1%	46.1%	44.9%	42.8%	32.8%
後期高齢者	51.4%	52.6%	51.7%	52.9%	53.9%	55.1%	57.2%	67.2%



【第8期 姫島村介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定に係る参考資料よ

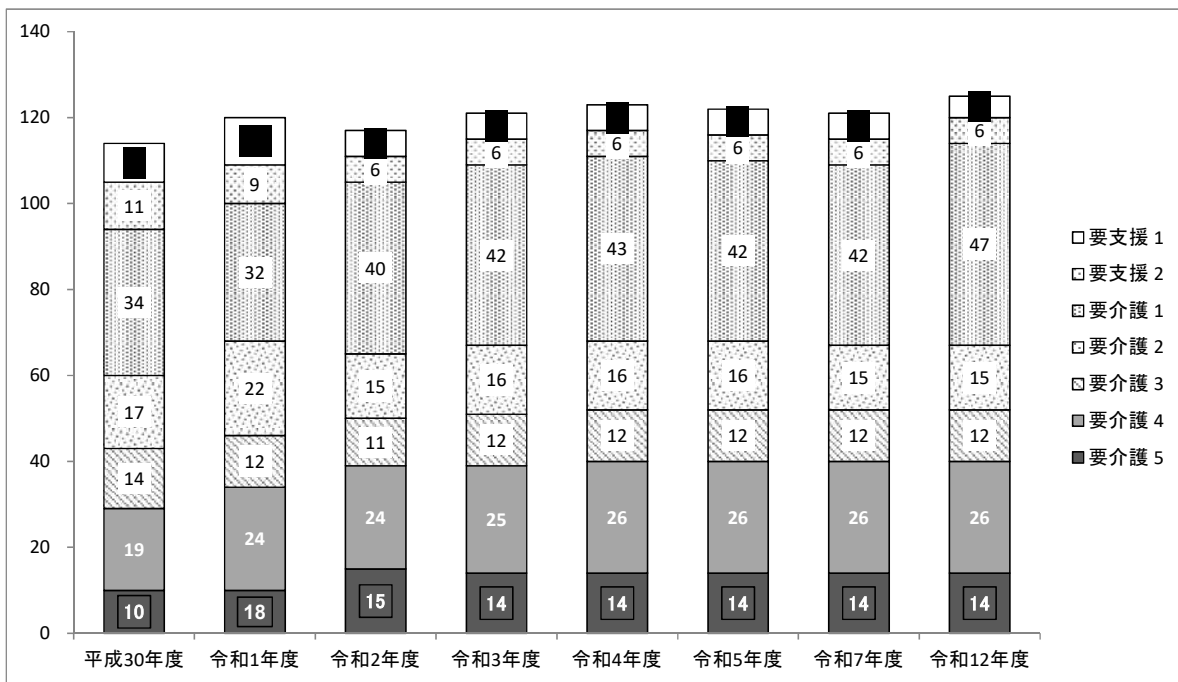
(2) 要介護認定者数の推計

要介護認定者は、令和3年度は121人で、令和12年度は125人とほぼ横這い状態が続くと見込んでいます。

【要介護度別 要介護認定者数の将来推計】

(単位:人)

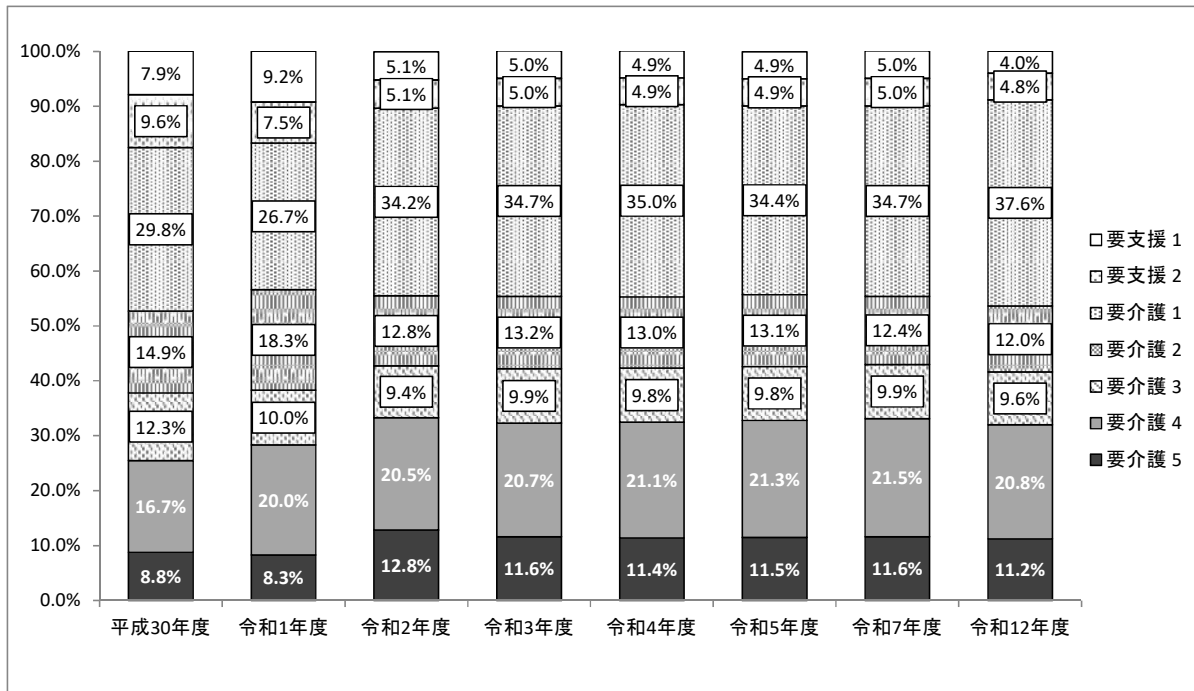
区分	実際人口			将来推計				
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度
要支援 1	9	11	6	6	6	6	6	5
要支援 2	11	9	6	6	6	6	6	6
要介護 1	34	32	40	42	43	42	42	47
要介護 2	17	22	15	16	16	16	15	15
要介護 3	14	12	11	12	12	12	12	12
要介護 4	19	24	24	25	26	26	26	26
要介護 5	10	10	15	14	14	14	14	14
合計	114	120	117	121	123	122	121	125



【要介護度別 要介護認定者数の割合】

(単位:人)

区分	実際人口			将来推計				
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度
要支援 1	7.9%	9.2%	5.1%	5.0%	4.9%	4.9%	5.0%	4.0%
要支援 2	9.6%	7.5%	5.1%	5.0%	4.9%	4.9%	5.0%	4.8%
要介護 1	29.8%	26.7%	34.2%	34.7%	35.0%	34.4%	34.7%	37.6%
要介護 2	14.9%	18.3%	12.8%	13.2%	13.0%	13.1%	12.4%	12.0%
要介護 3	12.3%	10.0%	9.4%	9.9%	9.8%	9.8%	9.9%	9.6%
要介護 4	16.7%	20.0%	20.5%	20.7%	21.1%	21.3%	21.5%	20.8%
要介護 5	8.8%	8.3%	12.8%	11.6%	11.4%	11.5%	11.6%	11.2%



【第8期 姫島村介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定に係る参考資料よ

(3) 高齢者福祉と介護における課題

姫島村の総人口は減少を続けており、年少人口、生産年齢人口の減少がその要因となっています。そのため少子高齢化は進行し続け、高齢化率は50%を超えて今後もさらに上昇する見込みです。人口減少により、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加や認知症高齢者の増加が見込まれています。

要介護状態となる疾病要因の一つに認知症（アルツハイマー病等）があります。近年、医療の進歩により早期発見・早期治療が可能になってきましたが、今後も高齢化の進行により認知症患者は増加していくと見込まれ、国においても重点施策として位置づけています。村民に対する認知症の正しい知識の普及、地域全体で見守る体制づくりが重要となっています。

姫島村の要介護認定率は、令和12年度まで緩やかに上昇を続ける見込みです。

高齢者が健康で生きがいをもって社会参加できるための、総合的な支援体制の整備を進めるとともに、高齢者が積極的に地域の活動に参加し、自らが地域社会を支える役割を担うことのできる環境づくりが重要となっています。

第2章 経営の基本方針

村内の高齢者に対して、介護支援機能を総合的に提供することにより、村内の高齢者が安心して健康で明るい生活が送れるよう次の事業を行います。また、事業の実施については、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスに努めます。

○指定訪問介護事業

要支援及び要介護状態にある方に対し、適正な訪問介護サービスを提供することにより要支援及び要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

○指定通所介護事業

要支援及び要介護状態にある方に対し、適正な通所介護サービスを提供することにより要支援及び要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

○短期入所生活介護事業

要支援及び要介護状態となった場合においても利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活のお世話や機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに家族の身体的、精神的負担軽減を図るために必要な援助を行います。

○指定居宅介護支援事業

要介護状態にある方に対し、要介護状態の維持、改善を目的とした目標を設定した計画作成を行い総合的なサービスを提供します。

○指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業

要介護状態にある方に対し、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄つ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話等必要な援助を行うものとする。

第3章 計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

なお、毎年度、進捗管理を行います。また、必要に応じて見直しを行い、PDCAサイクルを働かせ、収支計画の向上を図ります。

第4章 投資・財政計画

(1) 投資・財政計画：別紙のとおり

(2) 財源についての説明

投資的経費については、地方債と一般会計繰入金を充当する計画です。収益的経費については、料金収入を充当しますが、適切なサービス水準の確保と職員の雇用の場の確保を図るため、人件費等の料金収入だけでは賄えない経費に一般会計繰入金を充当し、収支の均衡を図る計画です。

第5章 効率化・経営健全化の取組

(1) 組織、人材、定員、給与に関する事項

当事業所においては、介護保険事業や村単独事業の効率的かつ効果的な運営を行うため、事務及び事業に一層の工夫を凝らしていきます。

また、定員管理については、介護保険法の規定に基づく人員基準等により職員を配置していますが、介護サービス事業は人的依存度の強い事業であり、運営スタッフの確保は事業所の健全運営を目指していく上において最重要課題です。

令和3年度からは、高齢者生活福祉センターの居住部門を6床残し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護へ施設転換することにより料金収入の増額を見込み一般会計繰入金の減額を図る。

(2) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

本村は、一島一村の離島で新たな介護施設の新設や村外からの介護施設参入は見込めない状況です。今後は、民間事業者の経営手法やコスト比較などの調査・研究を行い、事務及び事業の効率化と簡素化に努めながら事業を実施します。

(3) その他の経営基盤の強化に関する事項

介護サービスを提供する事業所の運営は、職員の質と数の確保が重要であることを意識し、職員の安定確保に向けた配慮に心掛けていますが、職員の退職に伴う人材の確保は大変難しい状況下にあります。

そうした中において経営基盤の強化のためには、人材育成が必要であることから、介護職及び看護職等に対し、研修への積極的な参加を呼びかけるなど資質の向上に努めていきます。

また、地域の福祉関係機関等との連携を密にし、地域住民やボランティアの方々に支援していただけるような体制づくりに努めます。

(4) その他重点事項

村の直営施設として、民間では受け入れることが困難なケースや多様化する住民ニーズに応え、迅速かつ平等なサービスの提供に努めます。

また、地域の保健・医療・福祉・介護の連携により高齢者が住み慣れた村で、安心して暮らせるよう介護サービスの充実を目指し、施設間の一層の連携を図っていきます。

投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	155,068	126,601	149,703	148,453	148,473	146,688	150,293	142,068	142,858	142,403	144,043	147,838	
		(1) 営 業 収 益 (B)	101,711	98,533	116,882	116,882	116,882	116,882	116,882	116,882	116,882	116,882	116,882	116,882	116,882
		ア 料 金 収 入	101,711	98,533	116,882	116,882	116,882	116,882	116,882	116,882	116,882	116,882	116,882	116,882	116,882
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他													
		(2) 営 業 外 収 益	53,357	28,068	32,821	31,571	31,591	29,806	33,411	25,186	25,976	25,521	27,161	30,956	
		ア 他 会 計 繰 入 金	39,757	14,585	17,760	16,510	16,530	14,745	18,350	10,125	10,915	10,460	12,100	15,895	
		イ そ の 他	13,600	13,483	15,061	15,061	15,061	15,061	15,061	15,061	15,061	15,061	15,061	15,061	
		2 総 費 用 (D)	149,291	121,565	144,451	143,354	144,371	144,472	148,827	141,428	142,186	141,782	143,407	147,359	
		(1) 営 業 費 用	149,089	121,405	144,330	143,274	144,328	144,451	148,816	141,421	142,180	141,777	143,403	147,356	
		ア 職 員 給 与 費	124,736	98,352	116,917	117,821	118,232	118,565	118,867	115,714	116,141	116,117	116,970	117,335	
		うち 退 職 手 当													
		イ そ の 他	24,353	23,053	27,413	25,453	26,096	25,886	29,949	25,707	26,039	25,660	26,433	30,021	
		(2) 営 業 外 費 用	202	160	121	80	43	21	11	7	6	5	4	3	
ア 支 払 利 息	202	160	121	80	43	21	11	7	6	5	4	3			
うち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		5,777	5,036	5,252	5,099	4,102	2,216	1,466	640	672	621	636	479		
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	483	4,510											
		(1) 地 方 債 償 還 金													
		うち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金													
		(2) 他 会 計 補 助 金	483	4,510											
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金													
		(6) 工 事 負 担 金													
		(7) そ の 他													
		2 資 本 的 支 出 (G)	6,302	9,547	5,256	5,080	4,089	2,237	1,469	643	644	645	646	469	
		(1) 建 設 改 良 費	483	4,510											
		うち 職 員 給 与 費													
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	5,819	5,037	5,256	5,080	4,089	2,237	1,469	643	644	645	646	469	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 5,819	△ 5,037	△ 5,256	△ 5,080	△ 4,089	△ 2,237	△ 1,469	△ 643	△ 644	△ 645	△ 646	△ 469		

投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分	年 度		前々年度	前年度	本年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
	(E)+(I)	(J)	(決算)	(決算 見込)										
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	△ 42	△ 1	△ 4	19	13	△ 21	△ 3	△ 3	28	△ 24	△ 10	10
積 立 金		(K)												
前年度からの繰越金		(L)	138	95	95	91	110	123	102	99	96	124	100	90
前年度繰上充用金		(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	96	94	91	110	123	102	99	96	124	100	90	100
翌年度へ繰り越すべき財源		(O)												
実 質 収 支			96	94	91	110	123	102	99	96	124	100	90	100
(N)-(O)														
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額		(R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)			101,711	98,533	116,882	116,882	116,882	116,882	116,882	116,882	116,882	116,882	116,882	116,882
地方財政法による 資金不足の比率		$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額		(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額		(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模		(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率		$((T)/(V) \times 100)$												
他会計借入金残高		(W)												
地 方 債 残 高		(X)	24,122	21,785	16,528	11,459	7,378	5,154	3,696	3,065	2,432	1,794	1,164	707

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度		前々年度	前年度	本年度									
	(決算)	(決算 見込)												
収益的収支分			39,757	14,585	17,760	16,510	16,530	14,745	18,350	10,125	10,915	10,460	12,100	15,895
うち基準内繰入金														
うち基準外繰入金			39,757	14,585	17,760	16,510	16,530	14,745	18,350	10,125	10,915	10,460	12,100	15,895
資本的収支分			483	4,510										
うち基準内繰入金														
うち基準外繰入金			483	4,510										
合 計			40,240	19,095	17,760	16,510	16,530	14,745	18,350	10,125	10,915	10,460	12,100	15,895